

2015年11月30日

中野区長  
田中 大輔様

緑とひろばの平和の森公園守る会  
代表世話人 杉 英夫  
中野区野方2-4-12  
連絡先：03-3387-1536 根岸

### 申し入れ書

『緑とひろばの平和の森公園守る会』は6月14日発足以降、集会・学習会を重ね、中野区との話し合い、地元町会への要請、区議会議員との懇談、東京都知事・下水道局長・都議会各会派への要請(別紙添付資料①)等を行いました。また、陳情署名を約6,000筆余り集め、11月1日には草地広場に300名を超える人たちが集い、『いまのままで平和の森公園を残してほしい』という思いの交流会を開催し、パレードで区民の方々にも訴えてきました。

こうした私たちの取組みに対して、地元住民・利用者はもとより、多くの区民から賛同と共感、そして不安の声が寄せられています。

私たちは再三にわたって、平和の森公園は用地獲得から開園・整備まで計画策定にあたっては全て中野区・区議会・区民代表・学識経験者などで構成される協議会・検討会によって真摯な議論を重ねられ合意のもとに実施されてきた経過を踏まえるなら、今回の再整備の手法は納得できないことを主張してきました。

これに対して中野区は『計画案がなければ話し合いもできない。できた段階で十分話し合う。守る会とも議論したい』と言ってきました。

ところが、11月20日付『なかの区報』に掲載された『平和の森公園の再整備でスポーツの場づくり』の記事は『計画案』も示されていないのに、あたかも新体育館の建設と屋外スポーツの中心的な場所が平和の森公園になったがごとくの内容であり、到底容認することはできません。厳しく抗議します。

そこで、『中野区の緑の基本計画』、東京都と中野区が昭和54年に締結した『中野刑務所跡地利用に関する基本協定』、『都市公園施行令』等に関わる私たちの見解を明らかにし、それらに基づき解明していただきたい事項について申し入れ致します。

#### 記

#### 1. 『平和の森公園再整備計画』に関わる私たちの見解

##### (1) 「中野区の緑の基本計画」と今回の再整備計画

「中野区の緑の基本計画」によると公園整備計画の策定にあつては「個性のある公園として整備を行うために、各公園の課題や必要な機能の調査、利用者のアンケートなどを踏まえて、公園の整備計画を策定します」と利用者アンケートの実施を義務づけています。

しかし実施されないまま、区議会議員が「平和の森公園に体育館を新設予定」なる配置図面付の文書を地域に配布したり、コンサルタント会社に再整備計画作成を委託するなど、一方的に計画が進められています。さらに同基本計画は「公園リニューアルには日常的に利用する地域住民の意見を反映して行います。そのため、公園計画の策定、公園整備においては区民参加型での実施を検討し、公園管理においても清掃、除草、花壇の管理等に区民主体の制度導入に努めます」としていますが、現在の中野区の姿勢は住民の意見を反映して公園計画の策定をしようとしているとはとても言えず、住民無視の行政主導で進められているのが、現状です。

また、同基本計画では、「歴史のあるみどりを保全」「樹木の成長には一定の時間が必要であり、規模の大きな樹木や樹林を健全な状態で維持、保全していく必要があります」とし、保護樹林の指定を「現在の保護樹林の指定基準は地上 1.5m の幹周りが 120cm 以上となっています。より多くの樹木の保護のため、指定基準の引き下げなどの見直しを行います」としていますが、「平和の森公園 再整備計画はこの保護すべき樹林さえ破壊し、自らの主張・方針を覆すものであり、中野区がすすんで緑破壊の先頭に立っていると云わざるを得ません。

## (2) 「区民協議会」及び「中野刑務所跡地利用に関する基本協定」と今回の再整備計画

現在の「平和の森公園」は中野区・区議会・区民も参画して結成された「区民協議会」が作成した「基本計画図」に基づくものであり、「この計画案に基づいて今、着々と工事は進められている。公園全体が完成するまでに10年以上の歳月が必要となるであろう。しかし、60年には早くも先行開園部分（全体の1/3）が完成する」（「中野のまちと刑務所」中野区企画部1984年刊）に明らかなように、この区民協議会の基本計画こそが、中野区、区議会そして区民によって作られた最も基本的な計画なのです。これを無視し、住民を無視し「平和の森公園」再整備をすすめることは許されません。

更に、東京都と中野区が昭和54年7月3日付で締結した「中野刑務所跡地利用に関する協定」では、下記のように定めています。

（連絡協議） 第6条 甲及び乙は、処理場または都市公園の建設にあたり、相互に密接な協議をするものとする。（周辺住民の理解と協力） 第7条 甲又は乙は、処理場又は都市公園の建設にあたり、周辺住民に十分な理解と協力を得るよう努めるものとする。

現在の「平和の森公園」は、一部に「未開園」敷地（約1畝）を残し、現在、建設途上にある未完成の公園です。添付の「中野刑務所跡地公園 基本計画図」を参照ください。

従って、東京都が所有する草地広場を大幅に変更し、陸上トラックを造ること、公園の付属物である少年スポーツ広場を「未開園」敷地内に移設・建設することは、第6条に基づき、すべて東京都と「密接に協議をする」対象になるとことは明白と考えます。また、中野区は利用の基本方向、基本計画作成にあたっては全て区民の参加の協議会・検討会を設置し検討してきたにもかかわらず、今回の計画は突然出されたものであり、7条の主旨

にも反するものと言わざるを得ません。

### (3)「都市公園施行令」及び「運動公園機能」と今回の再整備計画

平和の森公園整備を巡っては、すでに決定したかのように「平和の森スポーツ公園」とするなど名称案まで語る議員もおられ、体育館のほか、陸上トラック、サッカー場の建設計画案も出される状況です。

そもそも「平和の森公園」は住区基幹公園の地区公園に属し、「主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積 4ha を標準として配置する。(誘致距離は概ね1km)」となっています。

スポーツ公園、即ち運動公園は都市基幹公園に属し、「都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する」となっており、公園の性格・内容の変更も伴う重大な問題であり、区民協議会の基本計画をまったく無視したものといえます。また、同時に「都市公園施行令」第8条によると、「都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない」としており、上記 中野区議が発表している計画案図面では百分の五十をはるかに超えるものとなっています。また、「都市公園法」によれば、特例として認められた体育館であっても建ぺい率は10%に制限されています。少年スポーツ広場に体育館を建設するとなると建ぺい率は10%を超えるのではないかと懸念されます。

中野区は、この公園整備により、「全区的な」「屋外スポーツも行える幅広いスポーツ振興の中心的な場所にしたい」としています。

9月25日、第47回中野区中学校総合体育大会・連合陸上競技大会が駒澤オリンピック公園総合運動陸上競技場で行われました。競技は短距離、中距離、リレー、ハードル、走り幅跳び、走り高跳び、砲丸投げなど19種目。高校生の大会では槍投げ、円盤投げも行われました。平和の森公園でもこれらの競技を行うことになるのでしょうか？ 300M という中途半端なトラックでは中学生の競技会さえ行うことができず、スポーツ振興の中心的場所には到底なり得ないことは明らかです。

## 2. これらの見解等に基づき解明していただきたい事項

(1)平成22年3月に策定された「新しい中野をつくる10ヵ年計画(第2次)」では新しい中野体育館は第九中学校跡地に移転整備するとされていたものが、何故、平和の森公園に突如変更されようとしているのか、未だその理由が明確にされておりません。加えて、8月に発行された中野総合病院の「東京医療・第314号」によれば「本年3月中野区と『中野総合病院の建替え』に関しての話し合いを持ち、『中野区立第9中学校跡地』を予定候補地として取組むことが確認された」とあります。どのような手続きを経て、こうし確認がされたのか、その経緯も含め、明確にお答えください。

(2)「中野区の緑の基本計画」に基づく利用者アンケートの実施、日常的に利用する地域住

民の意見の反映、公園整備における区民参加型での実施の検討は一体どう扱われたのか、明らかにしてください。

(3)「平和の森公園」は、住区基幹公園の地区公園でありスポーツ公園への変更は出来ないのではと考えますが、中野区の見解を明らかにしてください。

(4)中野区の防災計画によれば、平和の森公園・スポーツ広場の 3,000 平方メートルは応急仮設住宅建設用地に指定されています。ここに新体育館の建設は可能なのか、また、そうなった場合、仮設住宅建設はどうになってしまうのかは明確にしてください。

(5)前述の東京都と中野区が締結した「中野刑務所跡地利用に関する基本協定」に基づき下水道局処理施設上部の草地広場の大幅変更及び未開園敷地内に少年或いは大人も使える野球場として整備することは当然のことながら都と密接な協議の対象となることは明白です。この協議の経過等について明らかにしてください。

(6)中野区と日本設計の業務委託特記仕様書によれば、「整備構想及び整備基本計画」の委託期間は 11 月 30 日とされています。そこで区議会への報告・住民説明会開催等の今後のスケジュールについて明らかにしてください。

なお、お手数をおかけしますが、これらの質問対しては後日文書にてもご回答くださるようお願い申し上げます。

以上